

党区議団の論戦
住民運動が実る

23区初の「公契約条例」制定

6月7日から20日まで第2回定例会区議会が開かれました。今議会の特徴は、23区初の「公契約条例」の可決です。日本共産党区議団は、8年前の2004年から繰り返し質問し、「公契約条例」の制定を求めてきました。4年前、東京土建渋谷支部をはじめとする諸団体から、政府宛の「公契約法」の制定を求める請願が出され、区議会は全会派一致して採択しました。区長による条例の提案・制定は、わが党の論戦や提案、公契約に係る団体・住民の運動が実ったものです。

党区議団は修正案を提出、さらに充実へ奮闘

区長が提出した条例案は「工事請負契約」のみに絞り、さらに契約金額を1億円以上という高いハードルを設けたため、本来の「公契約条例」から見ると不十分なものでした。党区議団はこのため「修正案」を提出しました、その内容は、「区が発注する工事請負の契約」について、対象を広げ「区が発注する工事又は製造その他の請負の契約」とすること、また、対象工事は「1億円以上」から「5000万円以上」とすること、さらに、「1000万円以上の業務委託の請負契約」にまで広げるものです。総務区民委員会に修正案を出しました

が、民主党の賛成のみで否決されました。党区議団は、区長提案の「原案」について、引き続き改善していく立場から賛成し、条例は賛成多数で採択されました。

今後、住民のみなさんと運動を強め、請負工事の対象拡大、業務委託契約も対象になるよう力を尽くしていきます。

公契約条例とは

「公契約」は、国や地方自治体などが公共工事や印刷の発注、物品の購入、さらに施設管理の委託にあたって民間業者と結ぶ契約です。「公契約条例」は、その事業で働く労働者が人間らしく働くことができる賃金を保障することを目的としています。

競争入札でのダンピング（極端な安値）での入札が横行し、そこで働く労働者の賃金にしわ寄せされています。実際、下請け、孫受けなどの建設労働者の賃金が年々引き下げられ、民営化された保育園や介護施設の労働者など、自治体が発注する委託契約で、働く人びとの年間所得が200万円以下という不安定な労働が広がっています。こうした、深刻な実態から、「公契約条例」を実施している自治体では、建築工事はもちろんのこと、委託契約にも適用し、公共サービスの質を向上させ、賃金を底上げして地域経済の活性化にもつながっています。



区民の願い実現へ

「7.16さよなら原発10万人集会」に17万人。（代々木公園）党区議団も参加しました。

今議会から初日、二日目の本会議場での代表質問、一般質問、最終日の議案の議決・討論などについて、インターネット中継（5日後の録画配信）されることになりました。渋谷区議会のホームページでご覧になれます。

日本共産党渋谷区議団の各議員が、本会議で行った質問、討論などは、党渋谷区議団のホームページに全文掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



くらし守るため、保険料などの負担軽減と予防重視の防災計画を提案（代表質問）
福祉保健委員長 **いがらし千代子議員**



介護制度の改善、氷川出張所の復活、恵比寿出張所を元に戻すべき（一般質問）
文教委員長 **牛尾まさみ議員**



大企業の寄付で子どもの海外派遣をすべきではない—補正予算（第一号）の反対討論
党区議団長・総務区民委員 **トマ孝二議員**



消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願に対する賛成討論
福祉保健委員 **田中まさや議員**



餓死、孤立死事件をなくすための請願に対する賛成討論
党区議団幹事長・文教委員 **すがの茂議員**



保育制度を破壊する「子ども・子育て新システム3法」撤回の請願に対する賛成討論
都市環境委員 **しんぽ久美子議員**